

<報道発表資料>

令和 8 年 1 月 23 日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市物価高対応子育て応援手当の支給

令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」に基づき、0 歳から高校生年代のお子様を養育する保護者に対し、対象児童 1 人当たり 2 万円の「物価高対応子育て応援手当」が支給されることとなりました。これに伴い本市では、国の給付額に市独自で 5 千円を上乗せし、合計 2 万 5 千円を支給することとし、「京都市物価高対応子育て応援手当」として下記のとおり実施します。

【概要】

● 主な支給対象者及び支給金額

区分	主な支給対象者（※ 1）	支給金額
(1)	令和 7 年 9 月分（※）児童手当受給者 (※令和 7 年 9 月に出生した児童については 10 月分)	児童 1 人当たり 2 万 5 千円
(2)	令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに 生まれた児童を養育する父母等	
(3)	令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに 本市に住民票を有した児童 ((1)、(2)を除く) を養育 する父母等	児童 1 人当たり 5 千円（※ 2）

※ 1 上記は主な支給対象者を記載していますが、詳細は京都市情報館

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000348634.html>

を御参照ください（令和 8 年 1 月 26 日更新予定）。

※ 2 転入された方等の国制度分（2 万円）は、他の自治体から支給される
想定のため、本市からは独自加算分の 5 千円のみ支給となります。

● 支給方法について

- ・ プッシュ型支給（申請が不要な方）

本市から児童手当を受給している場合、原則申請は不要です。（※）

児童手当の支給情報に基づき、プッシュ型（口座振込）で支給します。対象世帯には、順次「支給のお知らせ」を送付いたします。

※ 1 支給を辞退される場合は別途届出が必要となります。

※ 2 児童養護施設等に入所している、又は里親に委託されている児童で、児童
手当が施設や里親に支給されている児童については、施設や里親を通じて
支給を行います。

- 申請型支給（申請が必要な方）

上記区分に該当する場合でも、以下の方については申請が必要です。

(ア) 公務員として児童手当を受給している父母等（※）

(イ) 本市以外から児童手当を受給している父母等

※ 申請書は各職場からお受け取りください

令和8年1月26日（月曜日）から申請受付を開始します。

● 支給時期

- 「プッシュ型支給」区分(1)の対象者

原則として令和8年2月26日（木曜日）に登録されている児童手当の振込口座への支給を予定しています。（※）

※ 本手当は児童手当の定期支給（2月や4月などで「キウトシジド ウテアテ」の振込人名義で口座に振り込まれるもの）の日に振込口座に上乗せして支給されるものではなく、別日に「キウトシソダ テオエン」の振込人名義で振込口座への支給を予定していますので、御注意ください。

- 「プッシュ型支給」区分(2)、(3)の対象者

令和8年3月以降、準備ができ次第、随時支給を予定しています。

- 「申請型支給」の対象者

申請書を御提出いただき、審査が完了した方から、令和8年3月以降、随時支給を予定しています。

<お問合せ先>

本事業に関するお問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課分室

電話：075-222-3777

報道機関からのお問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-222-3939

